

第 250 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 5 年 8 月 4 日（金曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案）

（3）大阪府地先海面における漁業権免許

（4）漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年7月21日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
刺網漁業	2隻	10トン未満	－	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	なし
たこつぼ漁業	3隻					周年	
ひきなわ漁業	1隻					8月1日から2月15日まで	

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

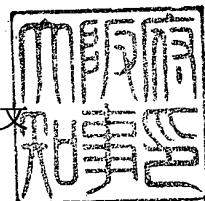
2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1ヵ月間
 刺網漁業以外: 公示日から2ヵ月間

水 第 1712 号
令和 5 年 8 月 4 日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案）について（諮問）

標記について、別添のとおりうなぎ稚魚漁業の許認可方針を制定したいので、
大阪府漁業調整規則第 11 条第 7 項の規定により諮問します。

【担当】

環境農林水産部水産課

指導・調整グループ 池田 栄太朗

TEL：06-6210-9939

E-mail：lkedaEit@mbx.pref.osaka.lg.jp

うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案）

（総則）

第 1 うなぎ稚魚漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和 2 年大阪府規則第 126 号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

（許可の定義）

第 2 規則第 4 条第 1 項第 1 号で定めるうなぎ稚魚漁業は、海面及び海面に接続する河川・水路等（以下「海面等」という。）において行う次の漁業とする。

うなぎ稚魚漁業（たも網又はかご網を使用し、しらすうなぎを含む全長 20 センチメートル以下のうなぎを漁獲するものに限る。）

（許可の申請様式）

第 3 許可の申請書の様式は、様式第 13 号とする。

2 申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表 1 のとおりとする。（規則第 8 条第 2 項）

（新規の許可等）

第 4 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 11 条第 1 項及び第 2 項）

（1）制限措置の内容

ア 許可等をすべき数 現行許可数を基本とする。ただし、令和 5 年度の許可数は令和 4 年度の特別採捕許可数のうち漁業者及び漁業従事者に対し許可した数とする。

イ 操業区域 次表の左欄に掲げる許可申請者の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる区域とする。

申請者の区分	操業区域
（Ⅰ）府内沿岸漁業協同組合に属する者	申請者が所属する漁業協同組合ごとに別表に定める区域
（Ⅱ）（Ⅰ）以外の者で大阪府内に住所を有する者	別表に掲げる区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択できる区域は 1 区域のみとし、選択した区域は漁業時期の途中で変更できない。

ウ 漁業時期	1月21日から5月20日まで
エ 漁業を営む者の資格	当該漁業を営む又は営もうとする者（個人に限る。）

(2) 申請すべき期間

公示日から2か月間（閉庁日を除く。）

2 許可は、次の（1）から（4）に該当する者から順に行うものとし、公示した許可すべき数を超える場合の許可基準は、次々項に定めるとおりとする。（規則第11条第7項）。

- （1）前年度に当該漁業の許可を受けていた者
- （2）許可を受けようとする年度から起算して過去3ヶ年に当該漁業の許可を受けていた者（ただし、（1）の者を除く。）
- （3）現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者
- （4）前各号に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者

3 令和5年度の許可にあたっては、前項（1）において「前年度に当該漁業の許可」とあるのは「令和5年5月20日の時点において、大阪府からしらすうなぎの特別採捕の許可」と読み替える。

4 公示した許可すべき数を超える場合の許可基準は、次の（1）から（7）の合計点数の上位者から順に許可するものとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び規則第11条第5項）。

- （1）現に漁業の許可を有して操業実績がある者（7点）
- （2）府内に住所を有する漁業者、漁業従事者（5点）
- （3）現に大阪府から漁船登録を受けている者（5点）
- （4）現に大阪府から漁業許可を受けている者（5点）
- （5）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去3年間の漁業日数が年間90日以上のある者（5点）
- （6）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の者（3点）
- （7）（1）～（6）以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（3点）

5 前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。（規則第11条第6項）

- （1）抽選の場所 大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所
- （2）くじの対象者 公示した許可の上限数を越えた数に属する優先順位が上位の者
- （3）くじの方法 ア 抽選の順番は先着順とする。

- イ あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。
- ウ アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。
- エ 抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

6 許可申請者数が公示された数に満たない場合は、近年の資源状況を考慮し、原則新たに公示しない。

(許可等の条件)

第5 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

- (1) 使用漁具 使用できる漁具はたも網又はかご網とし、同時に使用してはならない。
かご網は、長さ・幅・高さが1メートルを超えるものを使用してはならない。
使用するかご網にはすべて、許可番号・氏名・所属漁協を明記した別に定める名札をつけなければならない。
- (2) 操業時間 1月21日から3月20日まで 午後4時から翌日午前6時まで
3月21日から5月20日まで 午後5時から翌日午前6時まで
- (3) 許可証の携帯 操業する時には、許可証を常時携帯しなければならない。
- (4) 漁獲の停止指示 知事が漁獲の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。

(変更の許可申請)

第6 制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第3号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条第2項)

(各種届出)

第7 許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第4号から第8号までとする。(規則第3条、規則第17条第2項、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項及び規則第18条第2項、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項並びに規則第19条第2項)

(資源管理の状況等の報告)

第8 資源管理状況の報告の様式は、様式第17号とする。(法第58条において読み替えて

準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項)

2 前項の報告は、月毎に行うものとし、翌月 10 日までに必ず報告するものとする。

(許可証の交付)

第 9 許可証の様式は、様式第 16 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 1 項及び規則第 24 条)

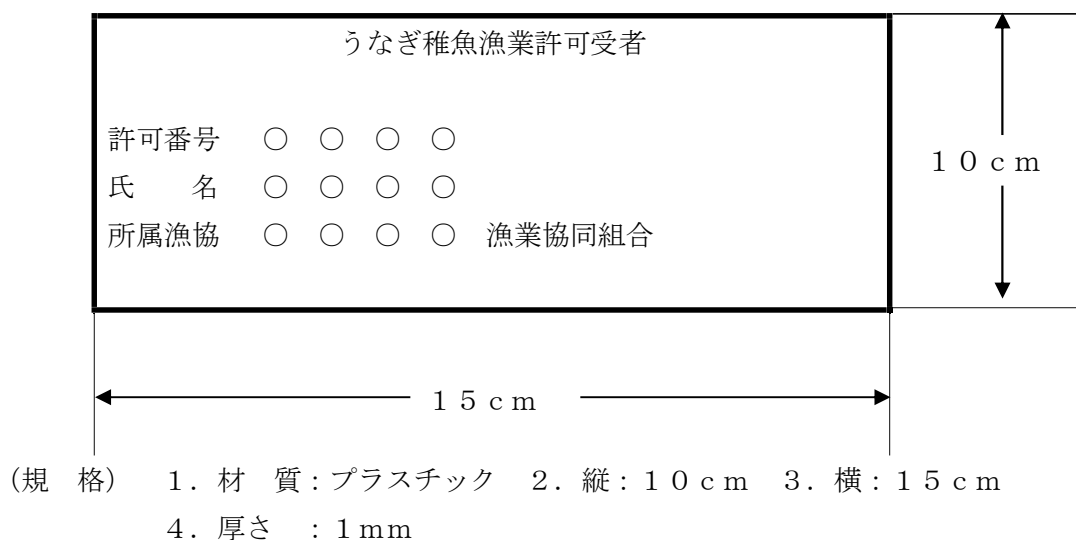
(許可証の書換え交付及び再交付の申請)

第 10 許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第 11 号及び第 12 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項並びに規則第 27 条及び第 28 条)

附則

1 この方針は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

2 許認可方針第 5 (1) に規定する名札は次のとおりとする。



別表：漁業協同組合ごとの操業区域

組合名	操業区域
大阪市・大阪住吉	長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域
堺市・堺市沿岸・堺市出島・堺市浜寺	大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域
高石市・泉大津	堺市、高石市境界から大津川に至る区域
忠岡・春木・岸和田市 大阪府鯉巾着網	大津川から近木川に至る区域
北中通・泉佐野・田尻	近木川から檜井川に至る区域
岡田浦・樽井	檜井川から男里川に至る区域
尾崎・西鳥取・下荘・淡輪・深日・ 谷川・小島	男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

氏 名

下記のとおり、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

漁業種類等

漁業種類 (地方名称)	漁業 根拠地	操 業 区 域	漁 業 時 期	使 用 漁具数	主な漁獲 物の種類
うなぎ稚魚 漁 業			1 月 21 日から 5 月 20 日まで	かご： たも：	うなぎ稚魚 (全長 20cm以下の うなぎ)

(注) 操業区域には、以下の区域から 1 つ選び番号を記入してください。

1. 長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域、2. 大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域、

3. 堺市、高石市境界から大津川に至る区域、4. 大津川から近木川に至る区域、

5. 近木川から樫井川に至る区域、6. 樫井川から男里川に至る区域、

7. 男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

使用船舶

船 名	丸	丸	丸
漁 船 登 録 番 号	OS－	OS－	OS－
総 ト ン 数	トン	トン	トン
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	機関 馬力・kW	機関 馬力・kW	機関 馬力・kW

(注) 船舶は 3 隻まで申請できます。船舶を使用しない場合は、空欄としてください。

誓約事項	私は暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。	☐
	本申請書類に関する情報を、漁業法第 58 条において準用する法第 41 第 1 項に基づく適格性の確認のため、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	☐

該当する場合、□の中にレ点チェックを記入してください。

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

（漁業協同組合）
住 所
名 称
代 表 職 氏 名

漁業許可申請について（副申）

標記について、当漁業協同組合所属の組合員である下記の者がうなぎ稚魚漁業の漁業許可申請を行うことについては、異議ありません。

ご審査のうえ、許可いただきますようお願いいたします（なお、申請手数料については、申請者の依頼により、手数料の代行納付を行います）。

記

No.	組合員氏名	順位	No.	組合員氏名	順位
1	㊦		11	㊦	
2	㊦		12	㊦	
3	㊦		13	㊦	
4	㊦		14	㊦	
5	㊦		15	㊦	
6	㊦		16	㊦	
7	㊦		17	㊦	
8	㊦		18	㊦	
9	㊦		19	㊦	
10	㊦		20	㊦	

※上記の者は、本申請に係る一切の事務を_____漁業協同組合に委任します。

（注）順位には、以下のいずれかの番号を記入してください。

1. 前年度に当該漁業の許可を受けていた者
2. 許可を受けようとする年度から起算して過去 3 ヶ年に当該漁業の許可を受けていた者（ただし、1 の者を除く）
3. 現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者
4. 1 ～ 3 に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者

売買契約証明書

年 月 日

様

上記（許可申請者）が採捕したうなぎ稚魚を、下記のとおり購入することを証します。

買主住所

代表者名 ⑩

記

1. 品名・数量・期間について

① 品 名	うなぎ稚魚
② 数 量	kg
③ 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. うなぎ稚魚の購入目的

■買主が自ら養殖する場合

- ・養殖池の所在地
- ・養殖池の名称
- ・養殖池の面積

■買主が他へ供給する場合

- ・供給先住所
- ・氏名又は名称

様式第 16 号（参考様式（うなぎ稚魚漁業））

大阪府指令水第		号	
第		号	
漁業許可証			
住所			
氏名			
漁業種類等			
漁業種類 (地方名称)	操業区域	漁業時期	使用漁具の 種類
うなぎ稚魚漁業		1 月 21 日から 5 月 20 日まで	
使用船舶			
船名	丸		
漁船登録番号	OS -		
総トン数	トン		
推進機関の種類 及び馬力数			
許可の有効期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
条 件 裏面のとおりに			
年 月 日			
大阪府知事			印

様式第 17 号（参考様式（うなぎ稚魚漁業））

うなぎ稚魚漁業漁獲量報告書

年 月 日

大阪府漁業調整規則第 21 条に基づき、以下のとおりご報告します。

漁業者名		所属漁協名	
許可番号		許可期間	令和 年 1 月 21 日から 5 月 20 日まで
資源管理の取組実績			

		年 月分			
日	使用漁具	漁獲量 (g)	販売価格 (円)	操業区域	出荷先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
月合計		操業日数	日／漁獲量	g／販売価格	円

（注意事項）

- 1 ヶ月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに必ず報告すること。
- 日をまたいで採捕を行った場合は、採捕を開始した日の欄に記入して下さい。

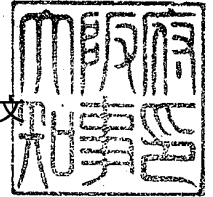
しらすうなぎ特別採捕許可取扱方針（現行）と
うなぎ稚魚漁業許可認可方針（案）の変更点等について
【令和 5 年 8 月 4 日時点】

項 目	【案】 うなぎ稚魚漁業許可認可方針	【現行】 しらすうなぎ特別採捕許可取扱方針
1 漁業を営む者の資格 【変更】	漁業を営む又は営もうとする者 （個人に限る。）	(1)大阪府内の沿海地区漁業協同組合の組合員 (2)(1)の漁業協同組合が当該組合の許容水面内での採捕に同意した者。ただし、大阪府内に住所を有する者に限る。
2 許可等をすべき数 【新設】	現行許可数を基本。（※上限数の設定） ただし、令和 5 年度の許可数は令和 4 年度の特別採捕許可数のうち漁業者及び漁業従事者に対し許可した数	（規定なし）
3 優先順位 【新設】	・ 次の（1）から（4）に該当する者から順に許可し、公示した許可すべき数を超える場合は、他の漁業許可と同様に、別に定める許可基準による。 （1）前年度に当該漁業の許可を受けていた者 （2）許可を受けようとする年度から起算して過去 3 ヶ年に当該漁業の許可を受けていた者（ただし、（1）の者を除く。） （3）現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者 （4）前各号に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者	（規定なし）
4 操業区域 【変更】	・ 大津川から近木川に至る区域を操業区域とする組合に、大阪府鰯巾着網漁協を追加 ・ 組合に所属していない者については、別表の操業区域の中から一つ選択	漁業協同組合ごとに決められた範囲内の大阪府地先水面
5 漁業時期 【変更無】	1 月 21 日から 5 月 20 日まで	1 月 21 日から 5 月 20 日まで
6 使用漁具 【変更】	・ 使用できる漁具は、たも網又はかご網とし、同時に使用してはならない。 ・ かご網は、長さ・幅・高さが 1 m を超えるものを使用してはならない。 ・ 使用するかご網には、許可番号・氏名・所属漁協を明記した名札をつけなければならない。	たも網又はかご網に限る
7 操業時間 【新設】	・ 1 月 21 日から 3 月 20 日まで 午後 4 時から翌日午前 6 時まで ・ 3 月 21 日から 5 月 20 日まで 午後 5 時から翌日午前 6 時まで	（規定なし）
8 採捕限度 【削除】	（採捕限度を設けない。）	許可期間内の採捕量の最高限度は 10kg とする。
9 報告義務 【変更】	翌月 10 日までに必ず報告	毎月末日までに前月分の採捕実績を報告

水 第 1698 号
令和5年8月4日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



漁業権の免許について（諮問）

標記について、令和5年5月12日付け大阪府告示第608号で公示した海区漁場計画に対し、漁業法第69条第1項の規定に基づき関係漁業協同組合から別添のとおり免許申請があったので、同法第70条の規定により諮問します。

【担当】

環境農林水産部 水産課

指導・調整グループ 池田 栄太朗

電話：06-6210-9610（直通）

E-mail：lkedaEit@mbox.pref.osaka.lg.jp

漁業権免許の申請に係る審査結果

■水産業協同組合法関係

漁業協同組合の場合、総会の特別決議を経ていること（水産業協同組合法第 50 条第 4 号）

【審査結果】

- ・全ての申請者（漁業協同組合）について、総会の議事録の抄本により、総会の特別決議を経ていることを確認している。 ⇒ 適

■漁業法関係

【A】漁業権免許申請者の適格性の審査

1. 漁業法第 71 条第 1 項に規定する免許をしない場合の要件に該当しないこと。

（ア）申請者が第 72 条に規定する適格性を有する者でないとき。

【審査結果】

- ・次項 2 の審査により、全ての申請者（漁業協同組合）について、関係地区及び関係地区内に住所を有し沿岸漁業を営む者の属する世帯数の要件を満たしている。 ⇒ 適

（イ）海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。

【審査結果】

- ・申請内容は全て、令和 5 年 5 月 12 日付け大阪府告示第 608 号で公示した海区漁場計画の内容と同一である。 ⇒ 適

（ウ）その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

【審査結果】

- ・二枚貝類の養殖、海藻類の養殖ともに複数の組合で行われており、また同一組合内において、同種の養殖業が不当に複数箇所で行われていないことから、漁業権の不当な集中には至らない。 ⇒ 適

（エ）免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

【審査結果】

- ・全ての漁場の区域は、他人の所有又は占有がないことを確認している。
⇒ 適

2. 漁業法第 72 条第 2 項に規定する免許についての適格性を有すること。

(ア) 関係地区の全部又は一部をその地区（定款に定める組合の地区）内に含む漁業協同組合であること。

【審査結果】

・申請者は全て、定款に定める組合の地区に海区漁場計画の関係地区の全部又は一部を含んでいる。 ⇒ **適**

(イ) 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権（類似漁業権）については、その組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の 3 分の 2 以上であること。

【審査結果】

・全ての申請者で、要件を満たしている。 ⇒ **適**

(ウ) 新規漁業権については、その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の 3 分の 2 以上であること。

【審査結果】

・全ての申請者で、要件を満たしている。 ⇒ **適**

【B】漁業権免許の優先順位の審査（免許すべき者の決定）

漁業法第 73 条

第 1 順位 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

第 2 順位 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれに通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

【審査結果】

・免許申請は、各漁場計画（区第 2 号～区第 24 号及び共第 32 号、共第 37 号～共第 39 号）に対して、全て 1 件のみの申請である。（全ての漁場で申請者に対し免許するものとする。）

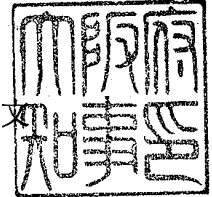
⇒ **適**

以上により、全ての申請者は適格性を有しており、また、全ての申請で競願はなく、申請どおり免許することが適当と判断される。

水 第1697号
令和5年8月3日

大阪海区漁業調整委員会
会 長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



令和4年の資源管理の状況等の報告について（報告）

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる
漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、同条第2項の規定
により報告します。

（担 当）

環境農林水産部水産課

指導・調整グループ 久保 佳洋

電話 06-6210-9613（直通）

FAX 06-6210-9611

E-mail KuboYos@mbx.pref.osaka.lg.jp

漁業権に係る資源管理状況等の報告について（令和 4 年）

1 資源管理状況等の報告

- ・ 漁業法（以下「法」という。）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（以下「省令」という。）第 28 条第 1 項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を 1 年に 1 回以上、知事に報告する必要がある。
- ・ また、法第 90 条第 2 項及び省令第 28 条第 3 項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上海区漁業調整委員会に報告する必要がある。

2 報告方法

- ・ 対象期間 令和 4 年 1 月～12 月
- ・ 報告方法 規定の様式による（電話及びメールで補足）
- ・ 報告内容 主に以下の項目について報告
 - （1）資源管理に関する取組の実施状況
 - （2）操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - （3）団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

3 報告結果（令和 4 年 1 月～12 月）

（1）資源管理に関する取組の実施状況

①共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組等

各漁場においては、水産技術センターと協力し、稚魚の放流や産卵場の整備、小型魚の再放流などの取り組みが実施されている。

②その他の取組

各漁場において、港内・海岸の清掃活動や漁場の生産力回復・向上を目的とした海底耕耘などが実施されている。

（2）操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

おごのり等の海藻類やえむしを中心とした一部の共同漁業権漁場において、新型コロナウイルスや経済的価値の低下等の影響から、十分に活用されていない漁場が令和

4 年においても確認されたが、コロナの感染症上の位置づけが変わったことに伴い、今後は積極的に活用していく旨、電話によるヒアリングで確認している。

築いそ漁業権については、これまで同様、近接する漁場の活用状況を個別に把握することは難しい状況であった。

- (3) 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
令和 4 年も十分に活用されていない区画漁業権漁場が見受けられたことから
今後も漁場の活用等や行使状況について指導していく必要がある。

意 見

漁業権者への調査・ヒアリング等の結果から、全ての漁業権者は、概ね漁場を有効に活用していると考えられる。

ただし、藻類等やえむしで経済的価値の低下等により行使者が依然減少しているものもみられること、また区画漁業権漁場ではコロナ等の影響もあり、当該年もまだ養殖が実施されていない漁場もあったが、今年度、コロナの感染症上の位置づけが変わったことや区画漁業権更新に合わせ随時養殖を再開することを確認している。

以上のことから、全ての漁場において、有効かつ適切に漁業権が行使され、資源が適切に管理されているものと考えられる。